

「職場の受動喫煙防止対策」は事業者の努力義務です！

事業場の現状を把握し、
効果的な受動喫煙防止対策を行いましょう

受動喫煙とは？

室内またはこれに準ずる環境において、
他人のたばこの煙を吸わされる
ことです。



受動喫煙にひそむ危険とは…

- ・発がん、心疾患の増加
- ・死亡者数の増加 年間14,957人

さあ、受動喫煙防止対策をしましょう！



厚生労働省



(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会

1 受動喫煙の害

たばこの先から出る煙を「副流煙」といい、喫煙者が吸い込む煙を「主流煙」といいます。受動喫煙はより有害な副流煙を吸うことです。

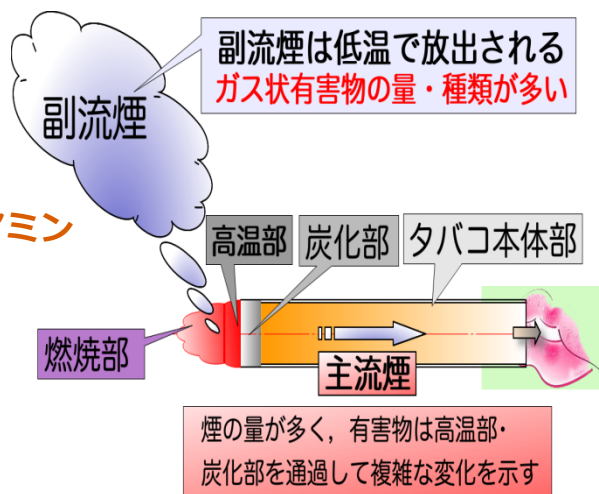
✓副流煙は、主流煙よりも有害

ニコチン 2.8倍
タール 3.4倍
一酸化炭素 4.7倍

✓発がん性のあるベンゾピレン、ニトロソアミンを含んでいます。

✓受動喫煙を受けると

肺がんによる死亡 20%増
虚血性心疾患による死亡 25%増



2 受動喫煙を防止するためには？（ハード面）

メリットと考慮すべき点を参考に、それぞれの事業者や事業場の現状に合わせて、実施する対策を選択しましょう。

妊婦や未成年者などがいる場合は、受動喫煙を避けるための格別の配慮が必要です。

対策	メリット	考慮すべきこと
敷地内全面禁煙 ^(注1)	- 受動喫煙を完全に防止 - 設備投資が不要	- 喫煙者の理解が必要 - 事業場外での喫煙やルール違反に注意が必要
屋内全面禁煙 ^(注2) (屋外喫煙所)	- 維持費が安価（開放系） - 喫煙室よりも受動喫煙防止効果が高い	- 屋外に敷地が必要 - 設置場所に注意が必要（近隣への配慮など）
空間分煙 ^(注3) (喫煙室)	- 喫煙者と非喫煙者双方の理解が得やすく、バランスが良い - 都市部でも対応が可能	- 設備費や維持費が高い - 喫煙室からの煙の漏れに注意が必要
換気措置 ^(注4) (接客業など)	顧客がたばこを吸う場合でも、対策が可能	少なからず、労働者がたばこ煙にばく露する

(注1) 屋外も含めた事業場内をすべて禁煙とすること。

(注2) 事業場の建物内は全て禁煙とし、喫煙可能な場所を屋外喫煙所に限定すること。

(注3) 屋内に一定の要件を満たす喫煙専門の部屋(喫煙室)を設置し、喫煙室以外の屋内を禁煙とすること。

(注4) 喫煙可能区域を設定した上で適切な換気を実施すること。

3 受動喫煙を防止するためには？（ソフト面）



○ 経営幹部、管理者、労働者がその役割を認識し協力しましょう

経営幹部：トップは受動喫煙防止の重要性を認識し、明確な方針を示しましょう。

措置を決定する際は、事業場の現状を把握しつつ、衛生委員会などで関係者の意見をよく聞きましょう。

管理者：経営幹部の方針や対策の意義を理解し、労働者に対し周知啓発などをします。

労働者：経営幹部の方針を理解しつつ、衛生委員会などを通じて、必要な意見を積極的に経営幹部に伝えましょう。

○ 受動喫煙防止対策を組織的に進めましょう

推進計画：受動喫煙防止対策の目標とそのための措置や活動の計画を作成しましょう。

担当部署：受動喫煙防止対策の担当部署や担当者を決めましょう。

労働者の相談対応や情報収集・分析を行い、衛生委員会などに報告しましょう。

○ 受動喫煙に関する教育や相談を実施しましょう

管理者や労働者に受動喫煙による健康への影響、受動喫煙防止の措置の教育や相談を行い受動喫煙防止対策についての意識の高揚を図りましょう。



対策の決め方・進め方



①現状把握と分析

施設の状況や労働者の構成・意見など、必要な情報を収集し、分析します

②対策を決める

①の分析結果を元に、衛生委員会などで調査審議して、実施する対策を決定します

③対策を実施・点検・見直し

一度対策をして終わりではなく、定期的に対策の効果を点検し、見直します

③の点検時に、定期的に空気環境を測定すると効果的です。

○ 空気環境の目安

粉じん濃度 : 0.15 mg/m^3 以下
(飲食店などでは $70.3 \times (\text{席数}) \text{ m}^3/\text{時間}$ が目安)

一酸化炭素濃度 : 10 ppm 以下

喫煙室出入口の気流 : 0.2 m/秒 以上
(扉の全開放時)



排風量の計算にあたっては、ガラリの面積も考慮し、かつ、戸を全開したときに 0.2 m/s 以上の風速が得られること。

4 受動喫煙防止対策に対する厚生労働省の支援事業

助成金制度

次の条件に合致した場合に、受動喫煙防止対策にかかる費用の**1/2**（上限200万円）が助成されます。

- ① 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- ② 次の表のいずれかに該当する中小企業事業主であること。

（労働者数か資本金のどちらかの条件を満たせば、助成対象となります）

業 種	常時雇用する労働者の数	資本金の規模
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
上記に該当しない業種	300人以下	3億円以下

- ③ 一定の基準を満たす下記の設備を設置し、それ以外の屋内を全面禁煙とすること

・屋外喫煙所 ・喫煙室 ・換気装置（宿泊業および飲食業のみ）

喫煙室および屋外喫煙所の設置・改修費用助成対象経費の上限目安は60万円/㎡以下、それ以外の措置、改修（換気装置の設置など）は40万円/㎡以下となりますのでご注意ください。

例）4㎡の喫煙室の設置・改修の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象経費として4㎡×60万円/㎡＝240万円まで（助成額にして120万円まで）しか認められません。

また、申請は着工前に所轄の労働局の申請窓口に出す必要があります。

助成制度や受動喫煙防止対策等の詳細は、各都道府県労働局にお問い合わせください。

◆ 助成金の申請窓口 → 雇用環境・均等部企画室または雇用環境・均等室

◆ 喫煙室等に関する技術的な事項 → 労働基準部健康課または健康安全課

電話相談・実地指導・講師派遣（全事業者が利用可能、利用無料）

受動喫煙防止対策について、**電話相談**を行っています。「社内の意見がまとまらない」「助成金を活用したいけど、要件を満たしているかわからない」「設置した喫煙室の具合が悪い」などの悩みをお持ちの方、お気軽に電話ください。

相談ダイヤル：050-3537-0777

必要に応じて、専門のコンサルタントを現場に派遣して、**実地指導**も行います。

また、社内研修や団体の会合に対して、**講師派遣**を行い、受動喫煙防止対策に関する説明を行います（説明する内容については、希望を承ります）。

※平成29年度受託事業者：（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会

測定機器の貸出し（全事業者が利用可能、利用無料）

事業場内の空気環境の把握のために、**デジタル粉じん計、風速計、一酸化炭素計の無料貸出**を行っています。設置した喫煙室の機能の確認や事業場内の環境の現状把握などに、ぜひご活用ください。

申込受付ダイヤル：03-3635-5111

※平成29年度受託事業者：柴田科学（株）